

平成30年5月1日

株主の皆さんへ

## 第69回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」  
事業報告の「業務の適正を確保するための体制の  
運用状況の概要」  
事業報告の「会社の支配に関する基本方針」  
計算書類の「株主資本等変動計算書」  
計算書類の「個別注記表」

(平成29年3月1日から平成30年2月28日まで)

当社の第69回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、上記の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト (<http://www.taka-q.com>) に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

なお、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、監査報告を作成するに際して監査役及び会計監査人が監査をした事業報告及び計算書類の一部であります。

株式会社 タカキュー

## 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要は  
以下のとおりであります。

### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制に係る諸規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

また、その徹底を図るため、コンプライアンス部において、コンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に取締役及び使用人教育等を行う。

これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について、使用人が情報提供を行う手段として、内部通報制度を活用する。

更に、当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、また不当な要求は断固として拒絶する。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下文書等という。)に記録し保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失の危機（財務、法務、環境、災害等のリスク）に関しそれぞれ担当する部署にて規則・ガイドラインの制定、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。また、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は経営企画部が行うものとする。

新たに発生したリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を定める。各取締役は、その目標達成のための各部門の具体的目標及び会社の権限・意思決定ルールに基づく効率的な施策を定める。取締役会は、各部門の担当取締役から、その目標及び施策の進捗状況を報告させ、改善を促すことで全社的な業務の効率化を図るものとする。

⑤当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ各社毎の事業に関して、責任を負う取締役を任命し、法令遵守、リスク管理体制を構築する権限と責任を付与、本社経営企画部はこれらを横断的に推進し管理する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、コンプライアンス部所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、その命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役又は使用人は、監査役会に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を、速やかに報告する体制を整備する。報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。

なお、報告者が監査役に当該報告したこと等を理由として不利益な取扱いをしないこととする。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役は、定期的な意見交換会を設けるものとする。

監査役会は、コンプライアンス部及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、特に専門性の高い法務・会計事項については、その専門家に相談できる機会を保障されるものとする。

なお、監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は、会社が負担するものとする。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の効率的職務執行

取締役は、取締役会を13回開催し、経営の基本方針、経営に関する重要事項並びに法令で定められた事項などの決定、業務執行状況の監督を行っております。

また、取締役会メンバーと部長職以上をもって組織される情報連絡会を12回開催し、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容、対応策について協議を行っております。

## ②コンプライアンス体制

コンプライアンス部が取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに対する意識づけを高めるために、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、企業グループにも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めています。

## ③損失の危険の管理

リスク管理方針及びリスク管理規程に基づいて、経営企画部が中心となって想定されるリスクを抽出し、その評価及び対応策を検討したうえで、個々の責任部署が対応しております。

また、必要に応じて、取締役会のほか、部長職以上をもって組織される情報連絡会において状況の確認及び必要な措置を検討しております。

## ④当社企業グループにおける業務の適正化

子会社の重要事項の決定については「関係会社管理規程」に従い、当社が事前承認を行い業務の適正を確保しております。また、常勤監査役は、当社と子会社の業務の効率化、適法性及び妥当性の監査を行っております。

## ⑤監査役監査の実効性確保

監査役は、監査役会を13回開催するとともに、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、法令、定款に反する行為や株主利益を侵害する決定がなされていないかどうかについて監査を行っております。

また、監査役は、取締役・コンプライアンス部・会計監査人等との意見交換を通じて、監査役監査、内部監査、会計監査の連携を図り、厳正な監視を行っております。

# 会社の支配に関する基本方針

別段定めておりません。

## 株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から)  
(平成30年2月28日まで)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利 庫 備 金	そ の 他 利益剰余金	緑越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	568,485	568,485	500,000	4,315,818	4,815,818	△26,274	7,358,028
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△73,099	△73,099		△73,099
当期純利益					51,653	51,653		51,653
自己株式の取得							△23	△23
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△21,446	△21,446	△23	△21,469
当期末残高	2,000,000	568,485	568,485	500,000	4,294,372	4,794,372	△26,298	7,336,559

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	109,251	109,251	7,467,280
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△73,099	
当期純利益		51,653	
自己株式の取得		△23	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	16,230	16,230	16,230
事業年度中の変動額合計	16,230	16,230	△5,238
当期末残高	125,482	125,482	7,462,041

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式    | 移動平均法による原価法によっております。   |
| ② その他有価証券          |  |
| ・時価のあるもの           | 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 |
| ・時価のないもの           | 移動平均法による原価法によっております。   |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 |  |
| ・商品                | 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。                 |
| ・貯蔵品               | 最終仕入原価法による原価法によっております。   |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |          |  |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 定率法（ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。<br>主要な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物 3年～18年<br>器具及び備品 3年～8年                              |
| ② 無形固定資産 | 定額法を採用しております。<br>なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  |
| ③ 長期前払費用 | 均等償却によっております。  |
| ④ 賃貸不動産  | 定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。<br>主要な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物 15年～32年<br>器具及び備品 10年 |

#### (3) 当金の計上基準

- |         |   |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
|---------|---|

② 賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
③ 店舗閉鎖損失引当金	店舗閉鎖に伴い発生する損失負担に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。
(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項	
消費税等の会計処理	税抜方式によっております。

## 2. 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1)固定資産の減価償却累計額

① 有形固定資産	3,981,223千円
② 貸賃不動産	702,807千円

### (2)関係会社に対する金銭債権・債務

① 短期金銭債権	19,462千円
② 短期金銭債務	21,768千円
③ 長期金銭債務	1,800千円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高（外注加工費）	273,106千円
② 営業取引以外の取引高	27,696千円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1)発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首の 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	24,470,822	—	—	24,470,822

### (2)自己株式の数に関する事項

	当事業年度期首の 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	104,319	106	—	104,425

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加106株は単元未満株式の買取りによるものであります。

### (3)剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月18日 定時株主総会	普通株式	73,099	3	平成29年2月28日	平成29年5月19日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月25日 定時株主総会	普通株式	73,099	利益剰余金	3	平成30年2月28日	平成30年5月28日

### (4)当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

#### ① 流動の部

##### 繰延税金資産

たな卸資産評価損	1,864千円
賞与引当金	57,351
未払費用	13,981
未払事業税	25,006
未払事業所税	6,878
その他	5,778
繰延税金資産 合計	110,860
繰延税金負債	
差額負債調整勘定	2,830
店舗移転補償金	4,641
繰延税金負債 合計	7,472
繰延税金資産の純額	103,387

#### ② 固定の部

##### 繰延税金資産

貸倒引当金	60,304
減損損失	126,115
固定資産償却超過額	70,318
資産除去債務	317,891
その他	2,842
繰延税金資産 小計	577,472
評価性引当額	△347,448
繰延税金資産 合計	230,024

##### 繰延税金負債

資産除去債務固定資産	83,191
その他有価証券評価差額金	55,381
差額負債調整勘定	5,617
繰延税金負債 合計	144,189
繰延税金資産の純額	85,834

## 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

### オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	226,288千円
1年超	270,496千円
合計	496,784千円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1)金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### ②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、店舗出店先への売上預け金及びクレジットカード売上に係るものであり、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先の信用状況を定期的に把握し、取引先ごとの期日管理を行っております。

関係会社株式について、時価のあるものは業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価値の変動リスクに晒されていますが、定期的に把握された時価が取締役会に報告されています。また時価のないものは、非上場の子会社株式であります。

差入保証金及び敷金は、建物賃貸借契約等に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、担当部署が貸主ごとの信用状況を隨時把握する体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（（注）2. を参照ください）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	1,226,593	1,226,593	—
②売掛金	1,333,925	1,333,925	—
③関係会社株式	321,376	321,376	—
④差入保証金	164,988	164,988	—
⑤敷金	3,619,545	3,603,064	△16,481
資産計	6,666,429	6,649,948	△16,481
①支払手形	75,989	75,989	—
②電子記録債務	1,923,502	1,923,502	—
③買掛金	1,057,959	1,057,959	—
④未払金	666,862	666,862	—
負債計	3,724,313	3,724,313	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに関係会社株式に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③関係会社株式

関係会社株式の時価については、取引所の価格によっております。

④差入保証金、⑤敷金

将来キャッシュ・フローを、国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

①支払手形、②電子記録債務、③買掛金、④未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額19,900千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③関係会社株式」には含めておりません。

## (3)金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,226,593	—	—	—
売掛金	1,333,925	—	—	—
差入保証金	—	—	—	164,988
敷金	5,510	4,000	—	3,610,035
合計	2,566,028	4,000	—	3,775,024

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	イオンリテール㈱	—	店舗の賃借	敷金の差入及び返還 店舗の賃借料(注)2	8,000 639,018	敷金	501,335
その他の関係会社の子会社	イオンモール㈱	—	店舗の賃借	敷金の差入及び返還 店舗の賃借料(注)2	42,560 680,612	敷金	802,811

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。  
 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等  
 店舗賃借取引条件については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額

306円24銭

(2)1株当たり当期純利益

2円12銭

## 11. 退職給付に関する注記

### (1)採用している退職給付制度の概要

確定拠出年金制度を採用しております。

当社は、勤務に係る報酬を毎月の給与報酬により精算する方法を従来採用しておりましたが、平成28年7月1日より確定拠出年金制度を採用いたしました。

### (2)確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、115,813千円であります。

### (3)追加情報

当社が加入する複数事業主制度の東京メリヤス卸商厚生年金基金は、平成28年1月27日付で厚生労働大臣の認可を得て解散し、現在清算中であります。解散に伴う損失負担は発生しない見込みであります。

## 12. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

### (1)当該資産除去債務の概況

不動産賃貸借契約に基づく賃貸期間終了時における原状回復義務等であります。

### (2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から11年～18年と見積り、割引率は0.2%～1.9%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

### (3)当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	981,845千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	78,735千円
時の経過による調整額	3,869千円
資産除去債務の履行による減少額	△31,507千円
退店等に伴う見積変更額（△は減少）	4,923千円
期末残高	1,037,865千円